

議案第 162 号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ただし書中「にあつては」を「で」に改め、「第50条第 2 号の」の次に「政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による」を加え、同号エ中「3 級」の次に「又は 4 級」を加え、同号キ中「昭和25年政令第155号」の次に「。以下「精神保健福祉法施行令」という。」を加え、同号に次のように加える。

- ク 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級又は 4 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第 6 条第 3 項の 2 級に該当するもの
- ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第 6 条第 3 項の 2 級に該当するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療福祉費等の支給については、
なお従前の例による。

(提案理由)

重度心身障害者等医療制度を拡大するため、この条例案を提出するものである。

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で _____、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条第2号の<u>政令で定める程度の障害の状態にあるもの</u>にあつては、<u>同号の規定による認定を受けた者に限る。</u></p> <p>ア―ウ（略）</p> <p>エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの</p> <p>オ・カ（略）</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項の1級に該当するもの</p> <p><u>ク 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項の2級に該当するもの</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者<u>にあつては</u>、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条第2号の _____<u>認定を受けた者に限る。</u></p> <p>ア―ウ（略）</p> <p>エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級 _____に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの</p> <p>オ・カ（略）</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号 _____）第6条第3項の1級に該当するもの</p>

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項の2級に該当するもの

第3条 (以下略)

第3条 (以下略)